

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜日に  
おき、  
翌日  
の翌日  
の翌日)

## 鳥取県告示第百八十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十二年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号及び番号 登録年月日

松村 孝 米子市米原 鳥医一、二四六 昭和四十二年三月三日

松浦 啓之 錦町二丁目 一、二四七

## 鳥取県告示第百九十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十二年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### ◇告 示

#### 目 次

健康保険法による保険医の登録  
健康保険法による保険医療機関の指定

生活保護法施行規則による診療所を廃止した旨の届出  
生活保護法による医療機関の指定

争議行為を行なう旨の通知  
母樹及び母樹林の指定の解除

鳥獣保護事業計画の設定

### ◇選 管 告 示

選挙管理委員会の招集  
衆議院議員の総選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附等の報告書の要旨

衆議院議員の選挙に係る政党等の収支に関する報告書の要旨

### ◇教 委 規 則

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

### ◇正 誤

昭和四十二年三月鳥取県公安委員会告示第十号中訂正

## 告 示

名 称 所 在 地 診 療 科 名 開設者名 指 定 年 月 日 採用点数表  
広戸耳鼻咽喉科医院 米子市東倉吉町七五 耳鼻咽喉科、気管食道科 広戸 健也 昭和四十二年三月一日 乙表点数表

鳥取県告示第九十一号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつた

ので、同規則同条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	廃 止 年 月 日
小田小児科医院	鳥取市西町三丁目一〇五番地	小児科	昭和四十二年二月二十八日
小田耳鼻咽喉科医院	〃	耳鼻咽喉科	三月 一日

鳥取県告示第九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十

五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十二年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	診療科名	開設者名
昭和四十二年二月一日	木下産婦人科医院	米子市角盤町二丁目四十五番地	産婦人科	木下 干城
〃	三月一日 小田小児科医院	鳥取市西町三丁目一〇五番地	小児科	小田 信夫
〃	三月二日 小田耳鼻咽喉科医院	〃	耳鼻咽喉科	小田 隆

鳥取県告示第九十三号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取清掃公社労働組合執行委員長 中原熊蔵から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件

- (一) 全組合員の身分保全
- (二) 職場の明朗化
- (三) 労使間の正常化
- 二 日時 昭和四十二年三月二十四日午前八時からこの事件が安全に解決するまで
- 三 場所 鳥取市肉及びその周辺
- 四 概要 場所の全域にわたり、あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第九十四号

林業種苗法（昭和十四年法律第十六号）第八条第一項の規定に基づき、母樹及び母樹林の指定を解除したので、同法同条第二項において準用する同法第四条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	所在地	樹種	本数	所有者の住所及び氏名	母樹及び母樹林の別
九	倉吉市石塚字八塚 四六五	くろまつ	四	倉吉市上古川 谷本 義弘	母樹
一一	上古川字前 谷田七八〇ノ五	すのぎ	三一	"	"
一四一	上古川字後 口野八四〇	あかまつ くろまつ	二八	"	母樹林
一五一	鳥取市越路字猪谷 八四二	あかまつ	一〇	鳥取市越路 植垣 竜治	"

鳥取県告示第九十五号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ第二項の規定に基づき、第二次鳥獣保護事業計画を定めたので、同法第一条ノ二第四項の規定により次の場所において公表する。

昭和四十二年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公表の場所

各地方農林振興局林業課及び各市町村役場

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

昭和四十二年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十二年三月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

一日時 昭和四十二年三月十八日午後一時

二場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県庁

三議題 県議会議員選挙の執行について

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により第一回分として提出された昭和四十二年一月二十九日執行の衆議院議員の総選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和四十二年三月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

公職の候補者の選挙運動に關する收支報告書要旨

1 選挙の種類 昭和42年1月29日執行 衆議院議員総選挙

2 期 間 昭和42年2月 9日から 昭和42年2月13日まで 第2回

3 公職選挙法の規定による選挙運動に關する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

2,172,000円

4 報告書の要旨

候補者氏名	赤沢正道	所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	田部守
-------	------	------	-------	---------	-----

収入

主たる寄附

(氏名 団体名)

(職業)

(寄附額)

0円

支出

人件費

家屋費

選挙事務所費

集会会場費

通信費

交通費

印刷費

広告費

文具費

食糧費

宿泊費

雑費

その他の寄附

一件

その他の収入

今回計

前回計

総計

0円

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

190

190

1,525,559

1,525,749

報告書受理年月日

昭和42年2月18日

第2回報告分

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十三条及びこれを準用する同法第十八条の規定による昭和四十二年一月二十九日執行の衆議院議員の選挙に係る政党、協会その他の団体及びその支部の収支に関する

報告書の要旨を、同法第二十条の規定により次のとおり公表する。  
昭和四十二年三月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 種類 政治資金規正法第13条及びこれを準用する第18条の規定による報告書
- 2 期間 昭和42年1月2日から昭和42年2月1日まで  
(衆議院議員選挙)
- 3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		1件千円以上の寄附		1件五百円以上の寄附		支出の総額		1件千円以上の支出		1件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	円	件数	円	件数	円	件数	円	件数	円	件数	円	件数	
自由民主党本部	6,600,000	0	6,600,000	0	0	0	6,600,000	4	6,600,000	0	0	42.2.3.2	
自由民主党鳥取県支部連合会	600,000	1	600,000	0	0	0	525,343	107	496,525	24	16,710	42.2.14	
全国小売酒販政治連盟	0	0	0	0	0	0	300,000	3	300,000	0	0	42.2.23	
鳥取県医師連盟	340,000	2	340,000	0	0	0	168,200	7	168,200	0	0	42.2.28	
日本医師連盟	0	0	0	0	0	0	332,840	2	332,840	0	0	42.2.13	
日本共産党鳥取県委員会	24,000	1	2,000	0	0	0	24,000	3	24,000	0	0	42.2.13	
日本自治同盟会	0	0	0	0	0	0	100,000	1	100,000	0	0	42.2.27	
農業政策研究会	1,200,000	1	1,200,000	0	0	0	1,200,000	5	1,200,000	0	0	42.2.17	

4 主たる寄附者及び支出

(1) 寄附者

政党、協会その他の団体名	寄附者の氏名又は団体名	職 業	住所又は主たる事務所の所在地
1 自由民主党鳥取県支部連合	自由民主党	政 党	東京都千代田区永田町
2 鳥取県医師連盟	鳥取県医師会		鳥取市寺町102
3 日本共産党鳥取県委員会	日本医師連盟		東京都千代田区神田駿河台
4 農業政策研究会	草刈 司	団体役員	鳥取市西品治
(2) 支 出	全国農業協同組合協議会		東京都新宿区市谷船河原町
政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的
1 自由民主党本部	6,000,000円	3件	公認料
	600,000円	1件	負担金補助及び交付金
2 自由民主党鳥取県支部連合会	119,000円	11件	助成費
	41,360円	5件	会議費
	70,200円	42件	人件費
	22,369円	2件	賃借費
	31,500円	4件	広告料
	21,000円	9件	通信運搬費
	41,250円	5件	旅 費
	12,380円	2件	交通費
	2,000円	2件	文具費
	91,033円	15件	食糧費
	40,583円	7件	宿泊費
	3,850円	3件	雑 費
3 全国小売酒販政治連盟	300,000円	3件	寄附金
4 鳥取県医師連盟	37,700円	2件	旅 費

5	日本医師連盟	100,000円	2件	寄附金
		30,500円	3件	通信運搬費
		300,000円	1件	交付金
		32,840円	1件	旅費
6	日本共産党鳥取県委員会	7,000円	1件	事務所費
		15,000円	1件	拡声機借上料
		2,000円	1件	広告費
7	日本自治同志会	100,000円	1件	陣中見舞
8	農業政策研究会	1,200,000円	5件	寄附金

### 教育委員会規則

鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年三月十七日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

#### 鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(鳥取県立高等学校学則の一部改正)

第一条 鳥取県立高等学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則

第十一号)の一部を次のように改正する。

別表中

倉吉東高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	倉吉市堺附二丁目二〇二番地	一、〇三六
	専攻科	普通学科	普通科	"	五〇
倉吉東高等学校	定時制課程(夜間)	普通学科	普通科	"	一六〇
	定時制課程(夜間)	普通学科	普通科	"	一六〇

を

に改める。

倉吉東高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	倉吉市下田中六一番地一	一、〇三六
	専攻科	普通学科	普通科	"	一〇〇
倉吉東高等学校	定時制課程(夜間)	普通学科	普通科	"	一六〇
	定時制課程(夜間)	普通学科	普通科	"	一六〇

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立学校管理規則(昭和三十二年九月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「鳥取県立高等学校通学区域に関する規則」を「鳥取県公立

高等学校通学区域に関する規則」に改める。

第三十四条の三の次に次の一条を加える。

(舎監長及び舎監)

第三十四条の四 倉吉農業高等学校の寄宿舎に舎監長及び舎監をおく。

2 舎監長は、校長の監督を受け、寄宿舎を管理し、舎務を総轄する。

3 舎監は、舎監長を助け、舎生の指導をつかさどる。

頁段

誤

八下 米子市錦町一丁目一番地の一地先

七時から二時まで

十一下

七時から二時まで及び一三時から二時まで

十二上

県道米子石見新見線 米子市糺町二丁目一五五番地地先から同市末広町一四番地地先までの間

七〇〇メートル

十三上

米子市糺町二丁目五三番地

十四上

市道東町通り線、米子東福原線

十九上

六三五番地

大篠津

東福原六五一番地地先

一

4 舎監長は、当該学校の教諭の中から校長の意見をきいて教育委員会

がこれを命ずる。

5 舎監は、当該学校の教諭の中から校長がこれを命ずる。

附則

この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

正

誤

昭和四十二年三月鳥取県公安委員会告示第十号(昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正について)中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

正

米子市錦町一丁目一番地地先

七時から二時まで及び一三時から二時まで

七時から二時まで

七時から二時まで及び一三時から二時まで

県道米子石見新見線 米子市糺町二丁目一五五番地地先から同市末広町一四番地地先までの間

(ただし、米子駅側のみ。)

九〇〇メートル

米子市糺町二丁目一五五番地

市道東町通り線、市道米子東福原線

六八九番の三

大篠津町

東福原六五一番地地先

二



## 鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（一部月極め300円。郵送料を含む。）を添えて3月20日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

# 鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から昭和 年 月 まで、鳥取県公報を  
 部購読したいので、購読料金 円を添えて  
 申し込めます。

昭和 年 月 日

住所  
氏名

(団体の場合は、団体名  
及び代表者名)

鳥取県知事 石破二郎 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

① ②